

那教生市ス第 199 号
令和 4 年 1 月 6 日

那覇市スポーツ少年団
本部長 安里 勉 様

那覇市教育委員会
市民スポーツ課
課長 上江洲 寛
(公印省略)

新型コロナウイルス感染拡大に伴う那覇市スポーツ少年団の
活動自粛について（協力依頼）

平素より、当課の事業に御理解とご協力を賜り、感謝申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の急増に伴い、各小中学校長宛てに別紙「新型コロナウイルス感染拡大に伴う部活動の対応について（通知）」のとおり通知がありました。

つきましては、スポーツ少年団活動についても、期間中（1 月 7 日（金）～当面の間）における団員、指導者、保護者、地域の方々の安全、安心を確保するとともに、県内、市内の感染拡大防止の観点から、活動の自粛に御理解頂きますよう、お願い申し上げます。

令和4年1月6日

各小中学校長 様

那覇市教育委員会
教育長 山城 良嗣
(公印省略)

新型コロナウイルス感染拡大に伴う部活動の対応について (通知)

みだしのことについて、県内の新型コロナウイルス感染症の陽性者が急増しており、引き続き感染拡大防止について努める必要があります。

10月29日付け「部活動について(通知)」にて、那覇市立小中学校の部活動について通知いたしましたが、県警戒レベルの引き上げや、県立学校の1月6日付け「1月6日～当面の間」における部活動について(通知)」を受け、再度見直しを行いましたので、適切な感染症対策を講じた上で、下記の通り実施して下さいますようお願いいたします。

つきましては、貴校職員や児童生徒、保護者、関係者等へ周知し、学校HPへの掲載などをお願いいたします。

記

1. 部活動の対応について

- (1) 部活動について原則休止(期間：1月7日(金)～当面の間)とする。但し、下記①、②の場合はその限りではない。

- ① 九州・全国大会に派遣等を控えている場合に限り、学校長の許可の下、練習できる。
② 地区・県大会を控えている場合、学校長の許可の下、大会2週間前より、必要最小限の人数にて行うことができる。

※上記①、②の活動時間は、休日は2時間以内(昼食を挟まない)、平日は90分以内(早朝練習は行わない、分散登校等により登校日以外の日に部活動のためだけに登校しない)とすること。

- (2) 県内外での練習試合、合宿等の交流については、行わないこと。
(3) 県内外の大会やコンクール等の参加については、各団体の感染対策ガイドラインに則り、十分な連携のもと、学校において慎重に検討し、学校長の判断で参加すること。

2. 部活動における留意点

- (1) 各学校においては、学校や家庭内へ感染持ち込み等の懸念もあるため、適切な感染症対策を講じ、児童生徒・保護者の意思を最優先した上で活動を行うこと。
(2) 健康観察(部活前の健康チェック表(体温測定など)の提出、手洗い・うがい・手指消毒、同居家族等に体調不良者がいない等)の徹底を継続して行うこと。
(3) 土日祝日は、昼食を挟むことのないように時間を設定すること。
(4) 屋内かつ接触を伴う競技については、より厳格な感染症対策を講じること。
(5) 合同チームによる部活動も上記のとおりとする。

○スポーツ少年団の活動につきましても、上記、部活動の対応・留意点に準じた活動について依頼を発送します。

※上記の対応は令和4年1月6日時点のものであり、今後の状況や文部科学省、厚生労働省、県教育委員会等の方針により随時変更の可能性もあり得る旨、御承知おきください。

【本件の問い合わせ】

那覇市教育委員会 学校教育課
TEL 098-917-3506 FAX 098-917-3522

部活動実施に係る新型コロナウイルス感染症対策の考え方

新規

【重要】

- ※ 発熱等の風邪の症状等がある場合には、生徒や指導者等も参加しないよう徹底すること。
- ※ 同居の家族に風邪等の症状がみられる場合も参加しないよう徹底すること。
- ※ 毎日の検温等、健康観察の実施を徹底すること。

- 生徒本人と保護者の意向を尊重し、参加を強制しないことを徹底すること。
- 活動を生徒だけに任せるのではなく、顧問や部活動指導員等が実施状況を把握できる体制をとること。
- 日時や活動内容をあらかじめ生徒や保護者に周知すること。（緊急時の連絡体制の構築）
- 部活動前後に、生徒同士の飲食等を控えるよう特に指導を徹底すること。（部室、更衣室等含む）

1 留意事項

「3つの密（①換気の悪い密閉空間、②多くの人が密集、③近距離での会話や発声（密接））が同時に重なる場」を徹底的に避けること。

※ 1つ1つの条件が発生しないように配慮すること。

(1) 活動場所について

- 可能な限り、屋外で実施すること。
- 屋内（体育館、武道場、音楽室等）で実施する場合は、こまめな換気（その場所のドアや窓を広く開ける等）や、消毒液の使用（消毒液の設置、生徒が手を触れる箇所の消毒）を徹底すること。

（例）・常時、入り口や窓を開ける。

- ・休憩時間毎に2方向のそれぞれの窓（対角線上の窓を開けると換気がスムーズ）を広く開けて換気を行う。
- ・天候や人の密度等により異なるが、少なくとも1時間に1回程度換気を行う。

(2) 活動内容について

- 沖縄県教育委員会から発出される「県立学校における地域の感染レベルに応じた感染症対策」（別紙1-2）に基づき実施すること。
- 多数の生徒が集まり呼気が激しくなるような運動・大声を出すような活動等は、密集せずに距離を取って行うことができる活動に変更するなどの工夫をすること。
- 集合・ミーティング等を行う場合は、マスクの着用や、手の届く距離に集まらない等の工夫をすること。
- 活動の際は、十分な準備運動を行うとともに、身体に過度な負荷がかかる運動を避ける、適宜休憩を取るなど生徒の怪我防止等には十分に留意すること。

(3) 用具等の共用について

- 用具等の共用による接触感染が懸念されることから、用具等の共用は可能な限り避けること。
- 活動で使用する用具等は、使用前後に消毒を行うとともに、生徒間で不必要な使い回しをしないこと。

（例）コップ・スクイズボトル・汗ふきタオルの共用は避ける。

(4) マスク着用について

- 原則として運動部活動中においては、マスク着用は必要ないこと。ただし、ミーティングやベンチ待機中等の密な状況（身体的距離が十分に取れない状況）ではマスクを着用すること。
- 文化部活動においては、飛沫による感染リスクを最小限に抑えるために、できる限りマスク着用することが望ましい。楽器演奏等でマスクを外す場合でも演

- 奏等終了後はすばやくマスクを着用すること。
- 生徒（保護者）がマスク着用を希望する場合は、適宜対応すること。
 - マスクを着用する場合は、熱中症や呼吸困難等による体調不良等の発生がないよう、適宜マスクを外したり、水分補給や休息をとるなど工夫すること。
- (5) 手洗いについて
- 様々な場所にウィルスが付着していることを想定し、こまめに手洗いを行わせること。
- ※流水と石けんで手洗いを行わせることが望ましい。
- (例)・練習の前後や休憩時間
- ・活動場所を移動する際
 - ・用具等を共用した場合
- (6) 部室・更衣室等の利用・換気等について
- 部室・更衣室等については、短時間の利用としたり、密にならないよう一斉に利用しないなどの工夫をするとともに、十分な換気を行うこと。
 - ドアノブ等、適時、共用部分の消毒に努めること。
- (7) 部活動での登下校時の注意喚起について
- 密接・密集にならないよう注意喚起すること。(例) 肩を組んで歩く等。
 - 部活動の前後は、会食等をせずに、部活動終了後は速やかに帰宅させること。
 - バス、モノレール等、公共交通機関を利用する場合は、マスクの着用を徹底させること。
- (8) 屋内かつ接触を伴う競技(練習試合も含む)について
- 使用する諸用具は、こまめに消毒等を行うこと。
 - 使用するフロア、マット、ベンチ等もこまめに消毒等を行うこと。
 - 頻繁に接触がある場合は、こまめに手指消毒を行うこと。
 - 練習場所の換気を徹底すること。
- (詳細は、各競技専門部ガイドラインを参照し、遵守すること)
- (9) 大会参加及び練習試合における感染症対策について
- (例)・円陣を組んで大声を出さないこと。
- ・会場内での動線（出入り口等）を一方通行にすること。
 - ・ハーフタイム時にコートを使用する練習はしないこと。
 - ・感染症対策のための競技運営方法の工夫を、積極的に取り入れること。等
- (詳細は、各競技専門部ガイドラインを参照し、遵守すること)

2 部活動及び大会参加についての確認事項

- (1) 陽性又は濃厚接触者となった選手・職員については、保健所が指定する解除日まで、大会参加はできない。
- (2) 出席停止、学級閉鎖、学年閉鎖、学校閉鎖に該当する者は、濃厚接触者が特定されるまでの期間は大会参加できない。
- ①濃厚接触者の特定が終了した後、接触者についてはPCR検査の結果が出て学級閉鎖等が解除されるまで、校内での部活動は参加できない。
- ②接触者の大会参加については主催者の判断によるものとする。
- ③濃厚接触者及び接触者とされなかった者は大会参加できる。

3 その他

- (1) 部活動に参加する生徒や顧問等が感染者・濃厚接触者に特定された場合、学校は県教育委員会（保健体育課）へ一報を入れ、その後の対応について指示を仰ぐこと。
- (2) 感染者又は濃厚接触者が多数と判断される場合は活動を停止する。
- (3) 活動時間や休養日について、今後発出する沖縄県教育委員会「部活動等の在り方に関する方針（改定版）」を基に、各学校の定める「部活動等の活動方針」に準拠すること。
- (4) 感染症拡大防止の観点から短時間で効果的な活動の実現に積極的に取り組むこと。